

平成 29 年 7 月 26 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋兜町 9 番 1 号
平和不動産リート投資法人
代表者名 執行役員 東原 正明
(コード番号：8966)

資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 隆也
問合せ先 企画財務部長 伊東 芳男
TEL. 03-3669-8771

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、下記の通り、規約一部変更及び役員選任に関して、平成 29 年 8 月 30 日に開催予定の本投資法人の第 16 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決定しましたので、お知らせ致します。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更理由は以下の通りです。

- (1) 投資法人の課税負担軽減に係る平成 27 年度及び平成 28 年度の税制（関連する法令等を含みます。）の改正を受けて、これらに関連する規定の変更を行うものです。（変更案第 32 条第 1 項（1）及び（2））
- (2) その他、字句の修正、表現の変更及び統一を行うものです。（変更案第 6 条、第 26 条第 4 項（14）及び第 37 条第 2 項）

（規約一部変更の詳細については、【別紙】「第 16 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員選任について

執行役員東原正明並びに監督役員福井琢及び窪川秀一は、平成 29 年 8 月 30 日をもって任期満了となりますので、本投資主総会に執行役員 1 名及び監督役員 2 名を選任する旨の議案を提出するものです。

また、補欠執行役員市川隆也の選任に係る決議は、平成 29 年 8 月 30 日をもって効力を失いますので、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員 1 名を選任する旨の議案を提出するものです。

- (1) 執行役員候補者
東原 正明（重任）
- (2) 監督役員候補者
窪川 秀一（重任）
片山 典之（新任）
- (3) 補欠執行役員候補者
市川 隆也（重任）（注1）

（注1）補欠執行役員候補者の市川隆也は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

（役員選任の詳細については、【別紙】「第16回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 日程

平成29年7月26日 第16回投資主総会提出議案の役員会承認
平成29年8月14日 第16回投資主総会招集通知の発送（予定）
平成29年8月30日 第16回投資主総会（予定）

以 上

- * 資料の配布先： 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.heiwa-re.co.jp/>

平成29年8月14日

投資主各位

(証券コード 8966)
東京都中央区日本橋兜町9番1号
平和不動産リート投資法人
執行役員 東原正明

第16回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第16回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討下さいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示頂き、平成29年8月29日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、本投資法人の規約において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年8月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋5階 Room 4 + 5 |

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第16回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

【ご案内】

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.heiwa-re.co.jp/>) に掲載致しますので、ご了承下さい。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催致しますので、併せてご参加下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資法人の課税負担軽減に係る平成27年度及び平成28年度の税制（関連する法令等を含みます。）の改正を受けて、これらに関連する規定の変更を行うものであります。（変更案第32条第1項(1)及び(2)）
- (2) その他、字句の修正、表現の変更及び統一を行うものであります。（変更案第6条、第26条第4項(14)、第37条第2項）

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条（投資主の請求による投資口の払戻し、合意による自己投資口の取得）</p> <p>1. ～2. （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～3. （記載省略）</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。</p> <p>(1) ～(13) （記載省略）</p> <p>(14) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号、その改正を含みます。）第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備（但し、不動産に該当するものを除きます。）</p> <p>(15) （記載省略）</p> <p>5. （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条（投資主の請求による投資口の払戻し、<u>投資主との</u>合意による自己投資口の取得）</p> <p>1. ～2. （現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～3. （現行通り）</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。</p> <p>(1) ～(13) （現行通り）</p> <p>(14) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号、<u>その後の</u>改正を含みます。）第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備（但し、不動産に該当するものを除きます。）</p> <p>(15) （現行通り）</p> <p>5. （現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額</u>をいいます。）の金額とします。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、この投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積立て、又は留保その他の処理を行うことができます。</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>2. ～ 4. （記載省略）</p>	<p>(1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、この投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、<u>一時差異等調整積立金</u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができます。</p> <p>(3) （現行通り）</p> <p>2. ～ 4. （現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 8 章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第37条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（投信法施行規則第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。）は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。 	<p>第 8 章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第37条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行通り） 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務、<u>新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務</u>（投信法施行規則第169条第2項第4号、<u>第5号及び第5号の2</u>に定める一般事務のことをいいます。）<u>並びに自己投資口の取得に関する事務</u>は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員東原正明は、平成29年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。任期は、平成29年8月31日から2年間となります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成29年7月26日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
ひがし はら まさ あき 東原 正明 (昭和28年8月26日生)	昭和52年4月 株式会社日本不動産銀行入行 昭和52年10月 株式会社日本債券信用銀行に商号変更 平成12年6月 同行システム運用部長 平成13年1月 株式会社あおぞら銀行に商号変更 平成16年8月 あおぞら情報システム株式会社出向、常務執行役員システム運用部長就任 平成18年7月 株式会社あおぞら銀行復帰、事務部担当部長 平成19年6月 同行IT統括部担当部長 平成20年4月 あおぞら情報システム株式会社出向、運用部担当部長 平成21年12月 本投資法人執行役員就任（現任）	0

(注) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員市川隆也の選任に係る決議は、平成29年8月30日をもって効力を失います。つきましては、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成29年7月26日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
い ち か わ た か や 市 川 隆 也 (昭和27年12月8日生)	昭和51年4月 平成14年7月 平成19年4月 平成22年1月 平成22年1月 平成22年4月	平和不動産株式会社入社 同社大阪支店長 同社ビルディング事業部長 同社総務部部長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）出向、代表取締役社長就任 同社転籍（現任）	21

(注1) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。

(注2) 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。

(注3) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、投資口累積投資制度を利用することにより、平成29年5月31日付で21口（1口未満切り捨て）所有しております。

(注4) 上記補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第31条の4第1項の規定に伴い、遅滞なくその旨を届け出ます。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員福井琢及び窪川秀一は、平成29年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、平成29年8月31日付での監督役員2名の選任をお願いするものであります。任期は、平成29年8月31日から2年間となります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
1	かた やま のり ゆき 片山 典之 (昭和39年10月28日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 平成8年10月 東京シティ法律事務事務所（現シティユーワ法律事務所）入所 平成12年1月 同事務所パートナー就任（現任） 平成12年9月 三井不動産株式会社証券化推進部非常勤リーガルカウンセラー就任 平成16年10月 ドイツェ・アセット・マネジメン株式会社監査役（非常勤）就任（現任） 平成18年4月 明治大学ビジネススクールグローバル・ビジネス研究科兼任講師就任（現任） 平成25年6月 SIA不動産投資法人（現Oneリート投資法人）監督役員就任 平成26年6月 日産化学工業株式会社監査役（非常勤）就任（現任）	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
2	くぼ かわ ひで かず 窪川 秀一 (昭和28年2月20日生)	昭和51年10月 昭和55年8月 昭和61年7月 昭和62年3月 平成元年2月 平成17年6月 平成17年10月 平成23年8月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 窪川公認会計士事務所（現四谷 パートナーズ会計事務所）開業、 代表就任（現任） 税理士登録 ソフトバンク株式会社（現ソフト バンクグループ株式会社）社外監 査役就任（現任） 共立印刷株式会社社外監査役就任 （現任） リプラス・レジデンシャル投資法 人（現日本賃貸住宅投資法人）監 督役員就任 本投資法人監督役員就任（現任）	0

(注) 上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、監督役員候補者窪川秀一は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

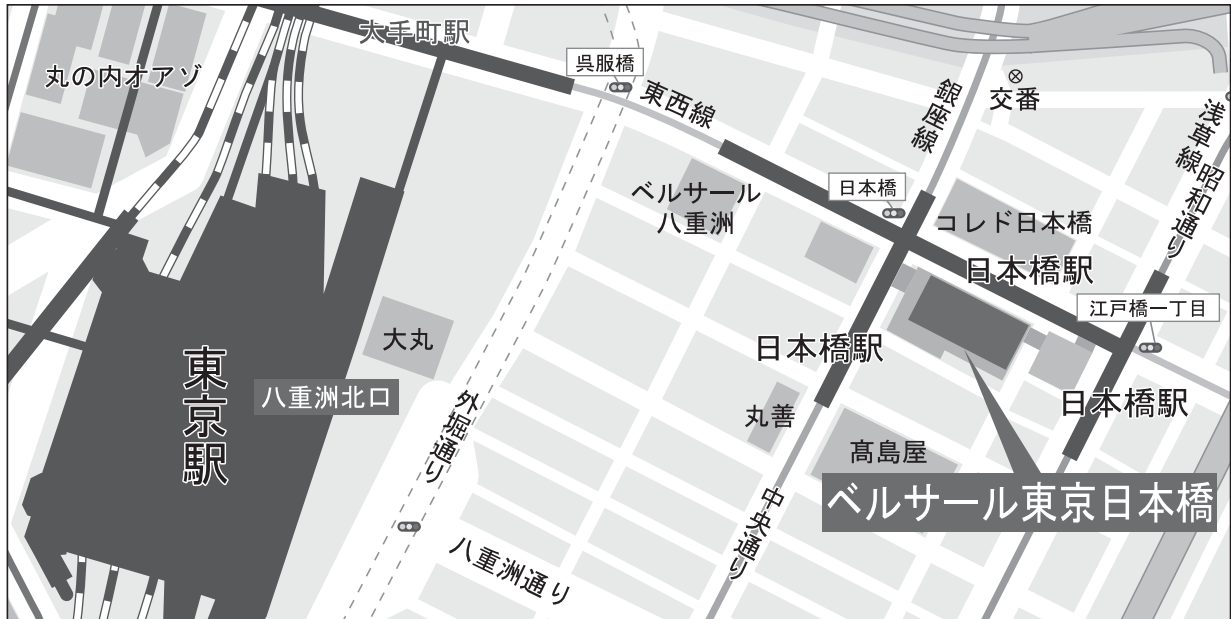
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第16回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋5階 Room 4 + 5
TEL : 03-3510-9236



◇交通のご案内◇

地下鉄「日本橋駅」

地下 B6番出口直結

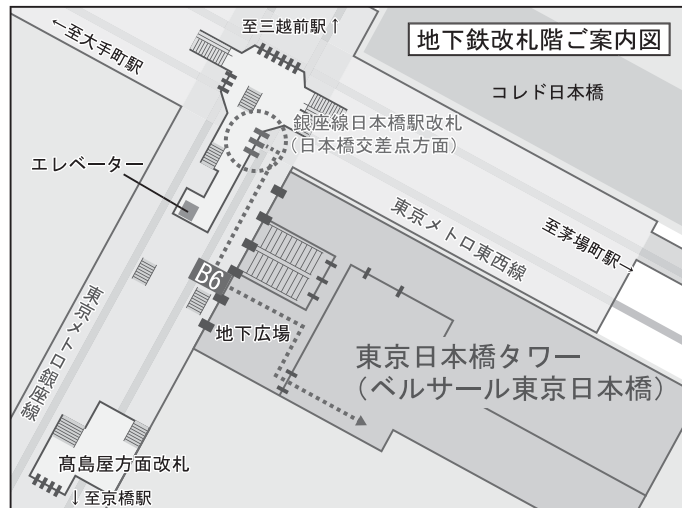
東京メトロ 銀座線・東西線
都営地下鉄 浅草線

JR「東京駅」

八重洲北口徒歩6分

地下鉄「三越前駅」

東京メトロ 半蔵門線
B6番出口徒歩3分



◇お願い◇

- ・会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

日本橋エリアには「ベルサール東京日本橋」のほか「ベルサール八重洲」がございますので、お間違えのないようご注意ください。